

次の文章を読んで、後記の〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

1. X株式会社（以下「X社」という。）は、昭和60年に設立され、「甲荘」という名称のホテルを経営していたが、平成20年から新たに高級弁当の製造販売事業を始め、これを全国の百貨店で販売するようになった。X社の平成26年3月末現在の資本金は5000万円、純資産額は1億円であり、平成25年4月から平成26年3月末までの売上高は20億円、当期純利益は5000万円である。X社は、取締役会設置会社であり、その代表取締役は、創業時からAのみが務めている。また、X社の発行済株式は、A及びその親族がその70%を、Bが残り30%をいずれも創業時から保有している。なお、Bは、X社の役員ではない。

2. X社の取締役であり、弁当事業部門本部長を務めるCは、消費期限が切れて百貨店から回収せざるを得ない弁当が多いことに頭を悩ませており、回収された弁当の食材の一部を再利用するよう、弁当製造工場の責任者Dに指示していた。

3. 平成26年4月、上記2の指示についてDから相談を受けたAは、Cから事情を聞いた。Cは、食材の再利用をDに指示していることを認めた上で、「再利用する食材は新鮮なものに限定しており、かつ、衛生面には万全を期している。また、食材の再利用によって食材費をかなり節約できる。」などとAに説明した。これに対し、Aは、「衛生面には十分に気を付けるように。」と述べただけであった。

4. 平成26年8月、X社が製造した弁当を食べた人々におう吐、腹痛といった症状が現れたため、X社の弁当製造工場は、直ちに保健所の調査を受けた。その結果、上記症状の原因は、再利用した食材に大腸菌が付着していたことによる食中毒であったことが明らかとなり、X社の弁当製造工場は、食品衛生法違反により10日間の操業停止となった。

5. X社は、損害賠償金の支払と事業継続のための資金を確保する目的で、「甲荘」の名称で営むホテル事業の売却先を探すこととした。その結果、平成26年10月、Y株式会社（以下「Y社」という。）に対し、ホテル事業を1億円で譲渡することとなった。X社は、その取締役会決議を経て、株主総会を開催し、ホテル事業をY社に譲渡することに係る契約について特別決議による承認を得た。当該特別決議は、Bを含むX社の株主全員の賛成で成立した。なお、X社とその株主は、いずれもY社の株式を保有しておらず、X社の役員とY社の役員を兼任している者はいない。また、X社及びY社は、いずれもその商号中に「甲荘」の文字を使用していない。

6. その後、Y社は、譲渡代金1億円をX社に支払い、ホテル事業に係る資産と従業員を継承し、かつ、ホテル事業に係る取引上の債務を引き受けてホテル事業を承継し、「甲荘」の経営を続けている。1億円の譲渡代金は、債務の引受けを前提としたホテル事業の価値に見合う適正な価額であった。

7. X社は、弁当の製造販売事業を継続していたが、売上げが伸びず、かつ、食中毒の被害者としてX社に損害賠償を請求する者の数が予想を大幅に超え、ホテル事業の譲渡代金を含めたX社の資産の全額によっても、被害者であるEらに対して損害の全額を賠償するこ

とができず、取引先への弁済もできないことが明らかとなった。そこで、X社は、平成27年1月、破産手続開始の申立てを行った。

8. Eらは、食中毒により被った損害のうち、なお1億円相当の額について賠償を受けられないでいる。また、X社の株式は、X社に係る破産手続開始の決定により、無価値となった。

9. Bは、X社の破産手続開始後、上記3の事実を知るに至った。

〔設問1〕

(1) A及びCは、食中毒の被害者であるEらに対し、会社法上の損害賠償責任を負うかについて、論じなさい。

(2) A及びCは、X社の株主であるBに対し、会社法上の損害賠償責任を負うかについて、論じなさい。

〔設問2〕 ホテル事業をX社から承継したY社は、X社のEらに対する損害賠償債務を弁済する責任を負うかについて、論じなさい。

予備試験答案練習会(商法)採点基準表



	小計	配点	得点
〔設問1小問1〕	20		
429条1項の性質		2	
Aについての任務懈怠		5	
Aについての任務懈怠以外の429条1項の要件の検討		4	
Cについての任務懈怠		5	
Cについての任務懈怠以外の429条1項の要件の検討		4	
〔設問1小問2〕	10		
株主が「第三者」にあたるか		5	
429条1項のその他の要件の検討		5	
〔設問2〕	10		
22条1項の類推適用の可否		5	
「譲渡会社の事業によって生じた債務」についての検討		5	
裁量点	10	10	
合 計	50	50	

明大法曹会 予備試験対策答案練習会 過去問ABゼミ <R8.3.31・R8.5.13 商法>
 担当講師：司法試験合格者 近藤 勇樹

第1設問1について

1小問(1)について

(1) A及びCは、Eらに対し会社法(以下略)429条1項に基づく損害賠償責任を負うか。

かかる責任が認められるための要件は①「役員等」であること、②任務懈怠の存在、③「悪意又は重大な過失」があること、④「損害」の発生、⑤任務懈怠と損害との間の因果関係である。そして、429条1項の責任は第三者保護のための特別の法定責任であるから、「悪意又は重大な過失」は任務懈怠について存すれば足りる。

(2) Aについて

ア AはX社の代表取締役であることから、「役員等」にあたる。

イ 任務懈怠とは善管注意義務(330条・民法644条)・忠実義務(355条)及び法令・定款違反をいう。

X社は取締役会設置会社であるところ、取締役会は取締役の職務の執行の監督する職務を負う(362条2項2号)。そして、取締役が自ら取締役会を招集し(366条1項)又は招集を請求する(366条2項)権限を有することから、取締役の監視義務は取締役会非上程事項にも及ぶ。

本件では、AはDから、消費期限が切れて百貨店から回収された弁当の食材の一部を再利用するようCから指示されたことの相談を受け、その後Cに確認をとったところ、Cは指示を認めていた。そうすると、Cが事実関係を認めた時点で、Aは現場の状況確認や食材の再利用の禁止などの対策を講じるべきであった。それにもかかわらず、「衛生面には十分に気を付けるように。」と述べたにとどまったAには監視義務違反の任務懈怠が認められる。

ウ 食品を扱う弁当事業においては、衛生面に最大限注意を尽くすべきであり、Aは何ら対策を講じていないため、重大な過失が認められる。

エ Eらは食中毒被害に遭い1億円相当額の損害が生じている。これはAの任務懈怠によって発生したものであることから因果関係も認められる。

オしたがって、Aは損害賠償責任を負う。

(3) Cについて

ア CはX社取締役であり、「役員等」にあたる。

イ 会社が業務を行うに際して法令を遵守すべきことは当然であるから、会社の業務執行を決定し、業務の執行に当たる取締役も、会社に法令違反をさせないようにする職務上の義務を負う。そこで、355条の「法令」には、会社を名宛人とする法令も含まれると解する。

本件では、X社は食品衛生法違反が認定されている。食品衛生法もX社が遵守すべき「法令」に含まれるから、Cには任務懈怠が認められる。

ウ Cは弁当事業部門本部長を務めるものであるため、食品の衛生管理を徹底して行う義

務がある。

本件では、C は D に対して消費期限切れの食品の再利用を命じた者である。消費期限を過ぎた食材を再利用することは、食品衛生上問題が生じうることが容易に想定しうる。それにもかかわらず、食材費の節約を重視し食材を再利用したことは、衛生管理上必要な注意を尽くしていなかったといえ、重大な過失が認められる。

エ前述したように損害が生じており、かかる損害は C の任務懈怠によって生じたものであるから、因果関係も認められる。

オしたがって、C は損害賠償責任を負う。

2 小問(2)について

(1) A 及び C は株主 B に対し損害賠償責任(429 条 1 項)を負うか。

ア前述したように A 及び C は、「役員等」にあたり、任務懈怠と重大な過失も認められる。

イ株主の間接損害は代表訴訟(847 条)による役員等の対会社責任(423 条 1 項)の追及により会社の損害を回復することを通じて填補されるべきものである。そこで、間接損害を被った株主は「第三者」に当たらないと解する。

本件では、B は X 社発行株式の 30%を保有する株主であるところ、X 社が破産手続開始決定を受けたことによって、株式が無価値化し、損害を被ったものであり、間接損害にあたる。

したがって、B は「第三者」に当たらない。

(2) よって、A 及び C は B に対して損害賠償責任を負わない。

第 2 設問 2 について

1Y 社は X 社からホテル事業等を譲り受け、「甲荘」の名称で引き続きホテル事業経営を行っていることから、22 条 1 項に基づく責任として、損害賠償債務を弁済する責任を負うか。

Y 社は、X 社のホテル事業を承継して「甲荘」の経営を行っているが「甲荘」はホテルの名称であり「商号」ではない。このため 22 条 1 項の適用が認められるのかが問題となる。

2(1)確かに、「商号」でない名称の続用には 22 条 1 項を直接適用できない。しかし、22 条

1 項の趣旨は商号続用により生じる同一事業主体による事業継続や債務承継の外観に対する信頼を保護することにある。そこで、「商号」以外の事業上の名称であっても、それが譲渡会社の事業主体を表示するものとして用いられている場合には、特段の事情がない限り、上記外観が生じる危険が高いから、同条項が類推適用されると解する。

本件では、「甲荘」はホテルの名称であるが、ホテルの名称は通常、利用客の誘因のために重要な指標となるもので、利用客は当該名称を宿泊等の相手方であると信頼するのが通常である。そして、「甲荘」の名称を使用し、X 社のホテル事業を表示するものとして利用しているといえるから、「甲荘」は事業主体を表示するものといえる。また、Y 社は X 社からホテル事業に係る取引上の債務も引き受けており、従来からの X 社と

取引していた債権者に対して事業主体が異なるとして債務履行を拒絶した等の特段の事情はない。

(2)もっとも、前述した 22 条 1 項の趣旨から、「事業によって生じた債務」とは、譲渡された事業によって生じた債務に限られると解する。

ホテル事業と高級弁当の製造販売事業は事業形態や顧客層等が異なるもので、高級弁当の製造販売事業から生じた損害賠償債務は、ホテル「事業によって生じた債務」とはいえない。

3 以上から、22 条 1 項を類推適用することはできず、Y は X 社の損害賠償債務を負わない。

以上

平成 27 年司法試験予備試験商法

(出題趣旨)

本問は、役員等の第三者に対する損害賠償責任（会社法第 4 2 9 条）について基本的な知識・理解を前提に事例に則した分析・検討を求めるとともに、事業を譲り受けた会社が事業を譲渡した会社の商号を引き続き使用しない場合であっても、譲渡会社の損害賠償債務につき譲受会社がその弁済責任を負うことがあるかどうかについての検討を求めるものである。解答に際しては、①会社法第 4 2 9 条に基づく損害賠償責任の意義、②取締役 C 及び代表取締役 A にそれぞれ求められる任務の具体的内容と任務懈怠の有無、③代表取締役 A の任務懈怠と E らの損害との因果関係、④株主 B に生じた損害の内容について、設問の事実関係を踏まえて、正しく論述するとともに、⑤株主が役員等の第三者に対する損害賠償責任（会社法第 4 2 9 条）を追及することの可否について検討することが求められる。さらに、⑥Y 社が X 社の損害賠償債務について弁済する責任を負うかどうかにつき、会社法第 2 2 条を類推適用することの可否、⑦X 社の E らに対する損害賠償債務が「譲渡会社の事業によって生じた債務」に該当するかどうか等について、設問の事実関係を踏まえて、説得的な論述を展開することが求められる。

設問 1 小問(1)

・ 429 条 1 項の責任の法的性質(最大判昭和 44.11.26)

株式会社が経済社会において重要な地位を占めており、株式会社の活動はその機関である取締役の職務執行に依存するものであることを考慮して、法が第三者保護の立場から、取締役が直接に第三者に対し損害賠償の責任を負うことを規定したものであると判示し、法定責任説をとることを明らかにした。

・ 429 条 1 項の要件

「悪意又は重大な過失」の検討では、その対象となる任務懈怠の有無から認定することになり、任務懈怠の有無を認定する過程で、まず初めに任務の具体的内容として「職務」の内容を具体的に記述する。

・ A について

取締役の監視義務について最判昭和 48.5.22 が参考になる。

代表取締役の任務懈怠とともに他の取締役の監視義務の懈怠が問われた事例において、取締役会を構成する取締役は、取締役会に上程されていない事柄についても代表取締役の業務執行を監視し、必要があれば取締役会を招集し、取締役会を通じて業務執行が適正に行われるようにする職務を有すると判示した。

・ C について

任務懈怠について最判平 12.7.7 が参考になる。

法令には、会社を名宛人とし会社が行うに際して遵守すべきすべての規定が含まれると判示し、非限定説を採用した。

この判例の意義は取締役の行為が会社を名宛人とする法令の違反に当たるときは、原告の側で、それが善管注意義務の違反に当たることの立証を要しないことにあり、その趣旨は、取締役が会社に法令違反をさせた場合に、会社の利益を図る目的であったことをもって取締役の責任が否定されるという事態を防ぐことにある。

設問 1 小問(2)

・株主が取締役の対第三者責任の追及が可能か。

この問題について従来の学説の多くは、同条 1 項の「第三者」には、間接損害を受けた株主は含まれないとされてきた。取締役の行為によって会社が損害を受けた結果、持分の減少という形で株主が受ける損害は、本条によらず代表訴訟によって会社の損害を回復すべきであるとされ、その論拠として①会社が損害を回復すれば株主の損害も回復する、②取締役が株主に賠償しても会社に対する責任が残るなら取締役は二重の損害を負う結果となる、③株主に賠償することにより会社に対する責任もその分だけ減少するなら、責任免除に総株主の同意が必要なことと矛盾し、取締役に対する損害賠償債権という会社財産を株主が割取る結果となるという 3 点である。

もっとも、従来の学説が主張するこれらの論拠については、会社資産の減少によって、株主の持分価値の低下という間接被害が生じた事業において強調されてきたことには注意が必要であろう。資産減少による間接損害について、株主が取締役に対して損害賠償請求をした事例には、大判昭和 12.219(新聞 4114 号 10 頁)、福岡地判昭和 62.10.28(判時 1287 号 148 頁)、東京地判平成 8.6.20(判時 1578 号 131 頁)、東京高判平成 17.1.18(金判 1209 号 10 頁)などがあるが、いずれもほぼ上記のいずれかの論拠によりながら株主による取締役に対する直接の請求を否定している。

これに対し、新株の有利発行のケースについては、裁判所はおおむね株主による取締役に対する直接の請求を肯定する傾向にある。京都地判平成 4.8.5(判時 1440 号 129 頁)は、取締役が支配権を確立する目的をもって第三者割当てでかつ有利発行を内容とする、瑕疵ある株主総会決議に基づく新株発行がなされた結果、既存株主は持株比率の低下による損害を被り、その被害は、本来会社に対する損害賠償の追及により処理すべき問題ともいえるが、既存株主が、市場の株価下落等による、いわゆる直接損害を受けたときは、株主は取締役の第三者に対する責任を追及することができる旨を判示し、千葉地判平成 8.8.28(判時 1591 号 113 頁)も、支配権を奪取する目的でなされた新株発行につき、純資産方式による株価の算定方式を採用して算定した価額低下分の損害を認め、取締役に対する直接の請求を認めている。(ただし、千葉地判平成 8.8.28 は、民法 709 条を根拠とする。)

設問 2

・商号の続用がなく、事業の名称の続用のみが存在する場合の続用者の責任については、ゴルフ場が事業譲渡された事件について最判平成 16.2.20 が以下のように判示している。

「預託金会員制のゴルフクラブが設けられているゴルフ場の営業においては、当該ゴルフクラブの名称は、そのゴルフクラブはもとより、ゴルフ場の施設やこれを経営する営業主体をも表示するものとして用いられることが少なくない。……預託金会員制のゴルフクラブの名称がゴルフ場の営業主体を表示するものとして用いられている場合において、ゴルフ場の営業の譲渡がされ、譲渡人が用いていたゴルフクラブの名称を譲受人が継続して使用しているときには、譲受人が譲受後遅滞なく当該ゴルフクラブの会員によるゴルフ場施設の優先的利用を拒否したなどの特段の事情がない限り、会員において、同一の営業主体による営業が継続しているものと信じたり、営業主体の変更があったけれども譲受人により譲渡人の債務の引受けがされたと信じたりすることは、無理からぬものというべきである。したがって、譲受人は、上記特段の事情がない限り 商法 26 条 1 項〔現行会社 22 条 1 項〕の類推適用により、会員が譲渡人に交付した預託金の返還義務を負うものと解するのが相当である」。

この判例は、事業譲渡に際し、事業主体についての誤認を避けさせるという会社法 22 条 1 項の趣旨に鑑みて、ゴルフ場という事業の特殊性もあってか、ゴルフクラブの名称が商号と同様に事業主体を表示している場合には、ゴルフクラブの名称に対する信頼を法的にも保護すべきであるとした。

最高裁が採用した解釈が妥当であるとしても、その射程については注意が必要である。ゴルフ場の事業であれば、当然に会社法 22 条 1 項が類推適用されることになるのであろうか。あるいは、単にゴルフ場の事業であるだけではなく、さらなる事実関係が認められる場合にのみ類推適用が認められるべきであろうか。

他方で、ゴルフ場という事業のほかにも、会社法 22 条 1 項の類推解釈が可能であろうか。この点について、判例は直接的には述べていない。例えば、株式会社ファーストリテイリングは、ユニクロという事業とブランドで知られている。どのような業種であれば、事業の名称が事業主体をも表示するものとして用いられることが少なくないのか。そもそも、業界では一般的でなくても、特定の会社について事業の名称が事業主体とし用いられていれば、類推解釈されるべきであろうか。さらには、事業の名称ではなく、ブランドが事業主体を表示している場合には、どのように解するべきか。

このように判例を基本的に支持するにしても、会社法 22 条 1 項の類推解釈が可能な範囲については、同条項の趣旨に立ち返って、慎重な検討が必要になる。

参考文献

- ・ Law Practice 商法【第 4 版】
- ・ 総まくり論証集 商法

2026 年 03 月 31 日 AB ゼミ 商法

最優秀答案

回答者：T・R さん

第 1. 設問 1(1)について

1. A について

- (1) A は、E らに対し損害賠償責任(会社法(以下、略)429 条 1 項)を負わないか。
- (2) まず、429 条の趣旨は、現代社会において会社は重要な地位を占めており、その会社の活動が取締役の職務執行に依存していることから、取締役に特別の法定責任を課すことで第三者を保護する点にある。かかる趣旨から、「悪意又は重大な過失」は任務懈怠について存在すれば足り、個々の第三者に損害を加えることについてまでは不要であると解する。

以上を踏まえて、要件①役員等の任務懈怠、②①についての悪意または重過失、③損害の発生とその数额、④①と③の因果関係、を以下検討する。

ア まず、A は X 社の代表「取締役」(会社法施行規則 2 条 3 項 3 号)であるから、「役員等」にあたる。

次に、X 社は取締役会設置会社であるが、取締役会は取締役の職務の執行を監督する職務を負う(362 条 2 項 2 号)から、その構成員たる個々の取締役は、取締役会に上程された事柄についてだけでなく、善管注意義務(330 条、民法 644 条)の一内容として他の取締役の職務の執行を監視し、必要があれば自ら取締役会を招集する等して(366 条)、取締役会を通じて業務執行が適正に行われるようにする職務を負っている。

本件では、A は平成 26 年 4 月に、弁当製造工場責任者 D から、消費期限切れの食材の一部を再利用するよう取締役 C から指示されたことの相談を受け、そのこと C に確認したところ、C はこれを認めていた。消費期限は当該食材を安全に食べられる期限であり、その経過後は食べた者の身体、生命に高度の危険を与え得るものである。つまり、食材を扱う事業を担う X 社の取締役 A は、食品業者として最低限、食品衛生面について食材の再利用禁止等を C に指示するなどの義務があったといえる。それにもかかわらず、それらを怠り、「衛生面には十分に気を付けるように。」と注意喚起したにとどまり、夏場という菌の増殖しやすい季節を挟み、食中毒が発生した同年 8 月までの 4 か月間もの長期間放置している。

したがって、「役員等」の A は上記善管注意義務に違反し、任務を懈怠したといえる(①充足)。

コメントの追加 [優近1]: ものすごく丁寧な検討で素晴らしいです。

イ 上述のとおり、X社が食品を扱う事業を行う以上、その取締役であるAは、たとえ、Cが「新鮮なもののみに限定して」いるといっても、8月のような夏場に消費期限の切れた食材を再利用すれば、短時間で有害な菌が増殖し、本件のような損害および、任務懈怠となることは予見できたはずであり、回避できたはずである。それにもかかわらず、かかる両義務に違反したとして、Aには「重大な過失」が認められる(②充足)。

ウ 「第三者」であるEらに1億円相当の額の「損害」が発生している(③充足)。
エ 損害は公平に分担するべきであるから、損害を賠償する責任は、損害額を予見すべきであった範囲、すなわち相当因果関係の範囲内で負うべきである。

1億円のEらの損害は、上記Aの注意義務を果たしていれば回避できたのであるから、同損害が発生することは通常予見できた損害といえ、①と③の相当因果関係も当然認められる(④充足)。

(3) よって、AはEらに1億円の損害賠償責任を負う(429条1項)。

2. Cについて

(1) 上記同様にCについて429条要件該当性を検討する。

(2)ア CはX社「取締役」であり、A同様「役員等」にあたる。

取締役は法令遵守義務を負うところ(355条)、ここにいう「法令」には、善管注意義務等の一般規定のみならず、会社を名宛人とする法令も含まれる。なぜなら、取締役は会社の業務執行を決定し、その執行にあたる立場にあることに照らせば、会社が法令違反することのないように職務遂行に際して会社を名宛人とする規定を遵守することもまた、職務上の義務であるからである。

本件では、X社を名宛人に、食品衛生法違反が認定されており、Cは「法令」に違反し、また、消費期限切れの食品を再利用すべきでないのに、するようにDに指示した点で善管注意義務違反が認められ、任務懈怠が認められる(①充足)。

イ Cには法令違反、善管注意義務違反の両点において、「重大な過失」が認められる(②充足)。

ウ Aと同様③も認められる。

エ Cが上記義務に反してDに食品再利用の指示をしなければ、Eらの1億円の損害は発生しておらず、通常発生すべき損害として予見すべきであったから、相当因果関係も認められる(④充足)。

(3) よって、CはEらに1億円の損害を賠償すべき責任を負う(429条1項)。

第2. 設問1(2)について

1. A及びCは、株主Bに対し、損害賠償責任(429条1項)を負わないか。

2. では、株主Bは「第三者」にあたるか。

(1) たしかに、上記429条1項の趣旨からすれば、Aらの任務懈怠によりX社が直

コメントの追加 [優近2]: このあてはめも丁寧に評価
していて良いです。

接損害を被り、間接的に株主である B も損害を被ったような間接損害についても、A らはこれを賠償する責任を負うべきであるように思える。

- (2) しかし、仮にかかる場合に株主が「第三者」に含まれ、直接の損害賠償請求ができるとすると、取締役は会社及び株主に対して二重の責任を負うことになりかねず、これを避けるために株主に対して損害を賠償することで会社への責任が免責されるとすると(民法 473 条)、免責の要件を総株主の同意に限定している 424 条の趣旨に反するばかりでなく、会社債権者に劣後すべき株主(104 条)が債権者に先んじて会社財産を取得する結果を招くことになるからである。

- (3) したがって、間接損害における本件では、株主 B は「第三者」に含まれない。

3. よって、A 及び C は、同条の責任を負わない。

第 3. 設問 2 について

1. Y 社は X 社とは別の法人格であるから、X 社の E らに対する損害賠償債務(350 条)を負わないのが原則である。
2. もっとも、本件で Y 社は X 社からホテル事業等を譲受け、「甲荘」の名称で引き続きホテル事業経営を行っていることから、22 条 1 項に基づき商号統用責任として、X 社の上記債務を負わないか。

- (1) まず、「事業を譲り受けた」とは、467 条 1 項にいう「事業の…譲渡」と同一の意義であり、取引安全の見地から、一定の事業目的のために組織化され、有機的の一体として機能する財産であって、譲渡会社はその財産によって営んでいた事業活動を譲受人に受け継がせるものをいうと考える。

本件では、ホテル事業という一定の事業目的のために組織され有機的の一体となっている資産および従業員を、Y 社は承継しており、さらにこれらを承継したことで、X 社の営んでいたホテル事業を承継している。したがって、「事業を譲り受けた」といえる。

- (2) 次に、「商号」について、「甲荘」という称号を Y 社は商号中に用いていないため、「引き続き使用する場合」に当たらず、同条を直接適用することはできない。

ただし、同条の趣旨は、商号を引き続き統用する場合には、債権者は、事業主体が同一であるか、仮に別の事業主体であると誤認しても債務引受がなされていると信頼するのが通常であることから、かかる信頼を保護する点にある。

そのため、当該名称が事業主体を表示するものとして用いられている場合で、かつ譲渡会社が用いていた当該名称を譲受会社が継続して使用している場合には、特段の事情がない限り、上記趣旨が妥当するため、同条を類推適用すべきであると考えられる。

- (3) もっとも、上記趣旨が本件に妥当するにしても、X 社が負う損害賠償責任は、ホテル「事業によって生じた債務」ではないため、「甲荘」というホテル名称の統用により、高級弁当製造販売事業の営業主体まで同一であるという信頼は保護に

コメントの追加 [優近3]: まず原則を述べており、参考
答案よりも丁寧な論述で良いです。

コメントの追加 [優近4]: 今回はここは問題ではないの
で書くとしてももう少し簡潔に書きましょう。

- 値しない。
3. よって、同条を類推適用できず、Y社はX社の損害賠償責任を負わない。

以上

コメントの追加 [最近5]: お疲れ様でした。
規範はもちろん、あてはめものすごく充実しており、何も言うことはありません笑
この調子で頑張ってください！